（独立行政法人通則法の一部改正）

第七条　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項中「「規程で定める期間内」と」の下に「、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と」を加える。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第八条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「の条例で定める職員」と」の下に「、「条例で定める日」とあるのは「設立団体の条例で定める日」と」を加える。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直人**

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第六十二号

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「常時勤務することを要しない国会職員」を「第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員」に改め、「その他」の下に「その任用の状況が」を加え、「三歳に満たない」を削り、「達する日」の下に「（常時勤務することを要しない国会職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日）」を加える。

第十九条第二項中「国会職員」の下に「（次条において「任期付短時間勤務国会職員」という。）」を加える。

第二十条第一項中「常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）その他」を「任期付短時間勤務国会職員その他その任用の状況が」に改め、「始期」の下に「（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）にあっては、三歳）」を加える。

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「による休業」の下に「、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業」を加える。

総務大臣　片山　善博
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第六十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項第二号及び第四項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

（地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表道府県の項中「六八〇」を「一、〇七〇」に改め、同表市町村の項中「五二六」を「八三五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例）

第二条　平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

裁判所法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**